

公益社団法人 福井県シルバー人材センター連合
役員及び専門委員会委員の報酬並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人福井県シルバー人材センター連合（以下「連合」という。）の定款第19条3項の規定に基づく役員及び専門委員会委員の報酬及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規程に照らし、妥当性と透明性の確保を図るものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、総会で選任された理事のうち、連合を主たる勤務場所とし、週3日以上連合の業務に従事する者をいう。
- (3) 専門委員会委員とは、連合が委嘱した専門委員会委員をいう。
- (4) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (5) 報酬等とは、公益認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものである。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 連合は、役員及び専門委員会委員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は月額とし、非常勤役員及び専門委員会委員に対しては理事会、専門委員会出席等に応じて、その都度、定額を支払うことができる。
- 3 役員には役員賞与及び退職手当は支給しない。

(報酬等の決定)

第4条 常務理事で事務局長を兼務している場合は、役員報酬ではなく職員給与規程に

定める金額の範囲内で給与として理事会の承認を得て決定するものとする。それ以外の常勤役員がある場合は、別途理事会の承認を得て決定するものとする。

- 2 非常勤役員及び専門委員会委員に対する報酬は別表第1「非常勤役員及び専門委員会委員の報酬」に定める金額とする。

(報酬等の支給日)

第5条 常勤役員の報酬は年間報酬額を定める場合を含め、月額をもって支給するものとし、支給日は職員給与規程第3条を準用する。

ただし、第4条第2項の報酬については、理事会、専門委員会等に出席した日から遅延なく支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支払うものとする。

(費用)

第7条 連合は役員が職務の遂行にあたって負担した費用については、これの請求のあった日から遅延なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

- 2 費用の額は公益社団法人福井県シルバー人材センター連合職員等の旅費規程による。ただし、旅費規程により日当が支給された場合は、第4条第2項の報酬は支給しないものとする。

(公表)

第8条 連合は、この規程をもって、公益認定法第20条第1項の定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(補足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

- 附 則 この規程は、平成 9 年 4 月 1 日から施行し、同日をもって適用する。
- 附 則 この規程は、平成 10 年 4 月 1 日から施行し、同日をもって適用する。
- 附 則 この規程は、平成 12 年 7 月 1 日から施行し、同日をもって適用する。
- 附 則 この規程は、平成 13 年 4 月 1 日から施行し、同日をもって適用する。
- 附 則 この規定は、平成 16 年 4 月 1 日から施行し、同日をもって適用する。
- 附 則 この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行し、同日をもって適用する。
- 附 則 この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行し、同日をもって適用する。
- 附 則 この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行し、同日をもって適用する。
- 附 則 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

別表第1 非常勤役員及び専門委員会委員の報酬

理事会、専門委員会等、必要の都度、日当として支給する。

(1) 理事職にある者 2,600円

(2) 専門委員会委員である者 2,200円

ただし、理事職にある者が専門委員会委員である場合は(1)の2,600円を適用するものとする。